

(別紙 2 - 13 大西洋くろまぐろ (西大西洋海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 大西洋くろまぐろ (西大西洋海域)

特定水産資源の定義 大西洋くろまぐろのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する海域のうち、北緯 10 度の線以北の西経 45 度の線、北緯 10 度西経 45 度の点から北緯 10 度西経 35 度の点に至る直線、北緯 10 度西経 35 度の点から北緯 5 度西経 35 度の点に至る直線、北緯 5 度西経 35 度の点から北緯 5 度西経 30 度の点に至る直線、北緯 5 度西経 30 度の点から赤道と西経 30 度の線との交点に至る直線、赤道と西経 30 度の線との交点から赤道と西経 25 度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経 25 度の線から成る線以西の海域 (以下この別紙において「西大西洋の海域」という。) において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意に従い、親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準以上の値とし、かつ、漁獲圧力を最大持続生産量を達成する水準以下の値とする。

第4 漁獲シナリオ

令和34年（2052年）に、少なくとも60パーセント以上の確率で第3の資源管理の目標を達成するよう漁獲圧力を決定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

西大西洋の海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

6月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

7月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

8月1日から翌年7月末日まで

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合

当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（当該許可の操業区域として全海域が記載されている者であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。）

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

7月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。

）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を決定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。